

仕様書

1 事業名

市民の利便性向上に資するがん検診等DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託

2 事業の概要

(1)目的

各がん検診受診率は約35%～約53%と健康増進計画「すこやか大阪21(第3次)」で目標に掲げる60%にはまだ開きがあり、過去の分析において、勧奨後の予約導線の複雑さ、予約・受診データの収集におけるタイムラグが指摘されており、改善案として、がん検診特設サイトの設置、オンライン予約システムの導入や予約の一元管理化を通じての予約・受診データの早期把握といったことが示されている。

また、電話、メールによる問い合わせが多く対応に時間を要していることや、個人票、検診・精検結果など、紙での事務処理が多いといった課題があると考えている。

これらの課題に対し、現在、電話または来所を基本とし各区役所で実施しているがん検診予約を、全区役所の予約管理が一元的に可能となるオンライン予約システムを構築するとともに、AI電話・チャットボットによる問い合わせの24時間対応や勧奨・クーポンの電子化による市民の利便性向上と、個人票など紙資料のデジタル化など、データ処理への切り替えと利活用による業務の効率化を行う「検診等DXシステム(仮称)」を構築することを目的とする。

また、併せて国において進められている自治体検診DXへの対応についても検討し、スムーズな移行を図る。

(2)構築する新システムの概要

下記で示す業務を対象に、フロントヤード業務を集約した「検診特設サイト」を設置し、オンライン予約や問い合わせの24時間対応による市民の利便性向上と、予約管理の一元化、紙資料のデジタル化などによりバックヤード業務を効率化するとともに、蓄積されたデータを利活用し、分析等を容易に行える機能を想定。

本市標準化システムや自治体検診DXとも連携し、検診関連業務をDX化するもの。

○フロントヤード業務

- ・がん検診等(集団検診)のオンライン予約
- ・がん検診(個別検診)対応医療機関の検索機能向上
- ※地図による現在地表示、検索画面から予約受付へのリンク設定など
- ・AI電話・チャットボットによる問い合わせ 24時間対応

○バックヤード業務

- ・がん検診等(集団検診)予約状況の一元管理
- ・個別勧奨の対象者の抽出・発送
- ・電子クーポン券の発行
- ・個人票、検診結果など紙資料のデジタル化
- ・受診データ等の分析等利活用

3 業務委託の内容

業務の分析・BPR等を行うとともに、市民の利便性向上に向け、オンライン予約等の導入と、自治体検診DXへの対応を視野に、紙資料が中心となっているバックヤード業務のデジタル化に向けた検討を行い、令和11年度の「検診等DXシステム(仮称)」導入のため、次の項目(1)～(8)について業務委託する。

(1)関係部署との会議(ヒアリング等)の実施(事前準備)

関係部署等との会議(ヒアリング等)の実施に向け必要物を準備する。

【会議(ヒアリング等)における検討事例】

- (ア) 現行業務(業務フロー含む)の内容 (イ) 現行業務における課題
- (ウ) 課題解消に向けた取組み (エ) システム構築を前提とした業務・取組み
- (オ) その他、関係業務に関連する内容

【準備内容】

いずれも、受託事業者が行うこととするが、関係部署との日程調整や会議に必要な資料の用意(会議当日までに必要な部数を準備すること)等については、必要に応じて発注者と調整のうえ進めていくこと。

※ヒアリングの実施にあたっては、必要に応じて事前に業務フロー等のたたき台や、各様式のデジタル化の論点の提案等を準備することで、本市担当へのヒアリング時の負担の軽減や協議・検討の促進等を実現すること。

(2)関係部署等との会議(ヒアリング等)の実施(当日・実施後)

業務の履行にあたり必要となる会議等については、発注者と適宜調整のうえ開催すること。

また、会議後は会議録を作成し、会議参加者へ内容を確認したうえで、当日使用した会議資料及び会議録を発注者あてデータで提出すること。

(3)現行業務(業務フロー含む)及び課題の整理

(1)及び(2)を踏まえて、各業務内容(業務フロー含む)・課題を整理すること。

(4)課題解消に向けた調査分析、検討

(1)～(3)において洗い出された課題を整理し、課題解消に向けた調査分析、検討を行うとともに、先行他都市の情報収集やシステム導入に向けた検証等を行い、その内容を発注者及び関係部署等に対し提示(提案)すること。

(5)業務フローの提案

(1)～(4)により得られた内容を基に、業務プロセスを見直し最適化するための業務フローを作成し、発注者及び関係部署等に対し提示(提案)すること。

(6)システム構築に向けた提案

本業務の実施により得られた内容をもとに、「検診等 DX システム(仮称)」の調達仕様書案を作成し、提示すること。また、令和 10 年度の予算要求に向けた「システム開発計画書」「予算積算資料」及び「システム調達仕様書」を作成すること。

(7)RFIの実施

「検診等 DX システム(仮称)調達仕様書」の作成にあたり、システム応札候補者へ意見を招請(RFI)することで、特定のベンダに依存しない公平性・透明性を確保し、また、「実現性(各事業者の対応可否)」及び「経済性(コスト効果)」について検証を実現したうえで、仕様書の策定に繋げること。

なお、RFIの実施は2回(実施時期は本市と協議のうえで決定)とすること。

(8)自治体検診 DXにかかる検討状況の把握とシステムへの反映

国が令和11年度の導入をめざす自治体検診 DXとスムーズに連携できるよう、国における検討状況の把握をし、「検診等 DX システム(仮称)」の仕様へ反映すること。

4 スケジュール

令和8年度				令和9年度			
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
業務分析・B P R							
自治体検診DXへの対応を踏まえた検討							
				新システム調達仕様書作成			
				新システム調達			
※システム構築は令和10年度に行う							

5 業務委託期間

契約締結日から令和10年(2028年)3月31日まで

6 実施場所

- (1)大阪市健康局(大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階)
- (2)その他、必要に応じて発注者と受託事業者が協議のうえ、発注者が指定する場所

7 実施体制等

(1)実施体制

- ア 本要項に定める業務内容を踏まえ、業務を確実かつ円滑に履行できる体制を整備すること。
- イ 受託事業者の業務体制及び連絡体制等(業務計画書、対応マニュアル、責任者の明示など)を整備し、本市が定める期日までに「業務従事者届」を提出すること。なお、業務責任者(正)(副)最低1名ずつ配置し、業務着手日までに契約書や仕様書の内容について他の業務従事者に指導できるようにしておくこと。

(2)作業時間

業務を本市施設及び本市が入居する施設内で行う必要がある場合は、原則として、平日の午前9時～午後5時30分とする。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始については業務を行わないこと。)

8 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託事業者はこれを再委託することはできない。
- (2) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などをいい、受託事業者は、これら業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受託事業者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。ただし、受託事業者となった者が再委託先等を公表できないことについての理由を書面で疎明した場合はこの限りでない。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託事業者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受託事業者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9 提出物

受託事業者は、契約締結後、指定する期日までに以下に定めるものを発注者に提出しなければならない。
提出物として提出する書類は、業務を完了する際に、電子媒体(DVD-R または CD-R)で 1 部を納品すること。
なお、以下に定めがない場合でも、発注者は必要があるときは業務に関する報告を求めることができる。

提出物	提出期日
・【本市様式】業務従事者届 ・【任意様式】事故時の対応にかかる体制及び手順	契約締結後すぐに提出 (契約締結後 14 日以内)
・【任意様式】会議資料・議事録等 (一例) ●関係部署との会議(ヒアリング等)にかかる議事録 ●現行業務(業務フロー含む)及び課題の整理にかかるもの ●課題解消に向けた調査分析、検討にかかるもの ●業務フローの提案にかかるもの ●システム構築に向けた提案にかかるもの	実施後速やかに (基本は 7 日以内、ただし内容に応じて、受託事業者が発注者に協議のうえ、報告期限の延長を求めることができる。)
・「検診等 DX システム(仮称)」調達に係る「開発計画書」 ・「検診等 DX システム(仮称)」調達に係る予算積算資料	令和 10 年度予算要求時期(詳細は別途事業の進捗状況等を踏まえて本市と協議のうえで決定する。)

・「検診等 DX システム(仮称)」にかかる調達仕様書	中間報告版＝令和9年度予算要求時期 完成版＝令和9年 11 月 (いずれも、詳細は別途事業の進捗状況等を踏まえて本市と協議のうえで決定する。)
・【本市様式2】業務従事者変更届	事実が発生した際、隨時提出
・【本市様式3】指示・承諾・協議書	
・【本市様式4】再委託承諾申請書	
・【本市様式5】再委託等に係る情報セキュリティ報告書	
・【本市様式6】委託業務完了通知書	各年度末
・【本市様式7】請求書	各年度末(検査終了後)

9 検査

(1)受託事業者は、各年度末に業務を完了したときは「委託業務完了通知書」【様式6】を作成し、発注者へ通知すること。

(2)発注者は、業務完了の通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受託事業者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を実施し、当該検査の結果を受託事業者に通知する。

10 委託料(契約額)

金 126,500,000 円(税込) 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日における委託料

※事業実施にかかる人件費及び物件費を含む。

$$\left. \begin{array}{l} \text{令和8年度契約上限額 金 79,750,000 円(税込)} \\ \text{令和9年度契約上限額 金 46,750,000 円(税込)} \end{array} \right\}$$

11 委託料の請求

受託事業者は、項目9「検査」で合格となった場合、請求書【本市様式7】により発注者に対して委託料の請求を行う。

12 委託料の支払い

委託料は、各年度末の事業完了の検査後、受託事業者の請求に基づき、30 日以内に支払うものとする。

業務従事者届

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所(又は支店等)の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

担当	氏名	備考
業務責任者(正)		
業務責任者(副)		
業務従事者		

※上記様式において全て記載できない場合は、別途組織図等体制が分かる資料を添付すること。

業務従事者変更届

令和 年 月 日

大阪市契約担当者様

主たる営業所(又は支店等)の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

※上記様式において全て記載できない場合は、別途組織図等体制が分かる資料を添付すること。

指示・承諾・協議書

様式3

【発議年月日】令和 年 月 日

NO.

契約番号		契約 案件名	市民の利便性向上に資するがん検診等DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託		
発議者欄	大阪市 ・ 受託事業者				
【本市】 監督職員	(印又はサイン)	【本市】 監督職員 を補助 する職員	(印又はサイン)	【受託事業者】 業務責任者	(印又はサイン)
指示・承諾・協議事項					
経過事項					

本 市 決 裁 欄	課長	課長代理	係長	係員

再 委 託 承 諾 申 請 書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所(又は支店等)の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

業務委託契約書第16条に基づき、次の内容について再委託をいたいため、申請します。

また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します。

なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

記

委託名称	市民の利便性向上に資するがん検診等DX推進事業に係る業務改善コンサルティング 業務委託
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	円(税込)

再委託先
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする(予定)金額(単価契約の場合は概算金額を記載)
5.再委託をする理由

再委託等に係る情報セキュリティ報告書

様式5

令和 年 月 日

大阪市長 様

主たる営業所(又は支店等)の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

私(当社)が、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した市民の利便性向上に資するがん検診等DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託契約について、業務の一部を次のとおり再委託したいので、再委託等予定先の情報セキュリティ対策状況等について報告します。

なお、下記の報告事項の変更を行うときには、事前にその旨を文書で提出します。

記

1 再委託等業務の作業場所

2 従事者(委託等先における情報セキュリティ対策の実施責任者の指定を含む)

※再委託等先の従事者について、氏名、所属法人名、役割(実施責任者や従事者等)を記載
(名簿等の添付も可)

3 情報の管理方法等

(1)取り扱う情報の種類

(2)個人情報の有無

有・無

(3)情報の管理方法、管理台帳の種類

(再委託等の内容について変更がある場合)

1 変更前の内容

2 変更後の内容

(再委託承諾を受けた後に写しを大阪市へ提出すること)

委託業務完了通知書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所(又は支店等)の所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

下記業務が完了したので、業務委託契約書第 36 条第1項の規定に基づき通知します。

委託業務の名称	市民の利便性向上に資するがん検診等DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託
契約番号	
契約年月日	
履行期間	
完了年月日	

請求書

樣式 7

年 月 日

大阪市長 様

住 所

氏 名

次のとおり請求します。

金額	内 容	¥	円也

※ 金額の前には必ず￥を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

□ 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支 店 名 称	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義			

本市記入欄

記載事項等照合先(契約番号等)	執行主管コード	支出命令番号
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳 出	<input type="checkbox"/> 歳 入
	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基 金